

【別紙】

1 当事者の概要

(1) 申立人

申立人下町ユニオン（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、個人加盟の組合員により組織される、いわゆる地域合同労働組合である。

(2) 被申立人

被申立人日本自動車運転士労働組合東京支部（以下、「東京支部」という。）は、肩書地に事務所を置き、自動車運転士及びそれに付帯する職種の労働者をもって組織され、運転士等を求める事業者に対し組合員である運転士等を供給する労働者供給事業を行う法人である労働組合であり、六つの分会及び東日本事務所により構成される。

2 事件の概要

令和3年12月21日、組合は、Z1分会に対し、X1の組合加入を通知するとともに、同人に対する配転又は退職の要求やハラスメントなどを議題とする団体交渉を申し入れたところ、4年1月12日、組合と東京支部及びZ1分会との間で第1回団体交渉が行われた。

2月8日、組合が東京支部及びZ1分会に対し、第2回団体交渉を申し入れたところ、東京支部は、X1の問題についてはZ1分会に全て委ねているため対応しない旨を回答した。

3 主文の要旨 <全部救済>

- (1) 東京支部は、組合が令和4年2月8日付けで申し入れた団体交渉に応じなければならない。
- (2) 文書交付及び掲示
- (3) 上記(2)の履行報告

4 判断の要旨

(1) 東京支部がX1との関係で労働組合法上の使用者に当たるか

X1との雇用契約の締結当事者となったのは、東京支部ではなくZ1分会であったことは当事者間に争いがなく、X1は、分会長の指示の下に業務を行っていたのであるから、X1の労働条件を直接決定し、同人への業務上の指揮命令を行っていたのはZ1分会であるとみることができる。

しかし、東京支部とZ1分会との関係について、①Z1分会は法人格を有しない一方で、東京支部は独立した法人格を有し、厚生労働大臣から許可を受けて、Z1分会を含む六つの分会等において労働者供給事業を行う事業主体であると認められること、②分会長を含むZ1分会の組合員は、同時に東京支部の組合員であると認められること、③東京支部はZ1分会を労供事業所として申請し、労働者供給事業の許可を受けており、Z1分会では東京支部が供給先事業者と締結した労働者供給契約に基づき労働者供給事業を行っていたこと、④分会長は労供事業所の責任者として東京支部が許可を受けた労働者供給事業に従事し、東京支部から給与名目の金銭を支給されていたことから、分会長は東京支部の被用者といえること、⑤X1は、Z1分会長の指示の下、Z1分会において、会計事務や電話対応、帳簿作成などといった労働者供給事業に係る配車業務の補助を行っていたのであり、東京支部が行う労働者供給事業に関する事務作業を行う労働者であることから、X1の労務提供先は東京支部であると評価することができること、⑥Z1分会は東京支部の決定に抵触した行為を行うことができない上、法律上労働者供給事業は無料で行う旨規定されており、Z1分会は東京支部から支給を受ける分会活動費以外に独自に収入を獲得する機会を有していないと推認できることなどの事情が認められる。

加えて、①X 1 に対する退職要求を決定した Z 1 分会運営委員会には、東京支部の役員でもある支部執行委員も参加していたこと、②上記運営委員会では、X 1 の退職又は東日本事務所への配転を決定したところ、東日本事務所は東京支部直轄の事業所であることから、Z 1 分会の一存では上記配転を決定できないといえ、支部執行委員が東京支部としての立場で上記運営委員会に関与していたと推認できること、③前分会長と X 1 との間のトラブルの際、支部執行委員長が Z 1 分会運営委員会に出席し、両者の勤務が重ならないように決めて問題解決を図ったこと、④東京支部は、分会長に対する統制権限を有していることなどの事情に鑑みると、東京支部は X 1 の労働環境について、直接の雇用主である Z 1 分会と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することが可能であったと評価することができる。

以上のことから、東京支部は、X 1 との関係において、労働組合法上の使用者に当たるといえる。

- (2) 東京支部が X 1 との関係で労働組合法上の使用者に当たる場合、組合が 4 年 2 月 8 日付けで申し入れた団体交渉に東京支部が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるか

前記(1)とおり、東京支部は X 1 の労働組合法上の使用者である。

そして、4 年 2 月 8 日付けの団体交渉申入書及び要求書に記載された団体交渉の議題である X 1 に対する解雇通告の撤回や労働条件の改善、分会長によるハラスメントの問題などは、いずれも X 1 の労働組合法上の使用者が応じるべき義務的団体交渉事項であり、特にハラスメントの問題は、Z 1 分会の団体交渉担当者である分会長自身が一方当事者であって、前分会長と X 1 との間のトラブルの際には支部執行委員長が関与して問題解決を図った事例もあり、統制権限を有する東京支部の関与が必要となることが強く想定されることから、東京支部は、組合が 4 年 2 月 8 日付けで申し入れた団体交渉に応じる義務があったといえる。

そして、第 1 回団体交渉後の経緯によれば、組合側が東京支部に対して、分会長は当事者なので解決できないと思う、東京支部として解決に向けて取り組んでほしいと伝えたにもかかわらず、支部副執行委員長は、飽くまでも Z 1 分会が雇っている書記の問題である、Z 1 分会は独立採算制であり東京支部の下部組織ではないため口出しできないなどと発言していたこと、組合と Z 1 分会との間で第 2 回団体交渉は行われたものの、東京支部は、同団体交渉について、東京支部としての対応を行っていなかったことに加え、東京支部が、本件申立て後も団体交渉を拒絶したこと自体は一貫して争っていないことを併せて考慮すると、東京支部は、組合が 4 年 2 月 8 日付けで申し入れた団体交渉に一切応じていなかったことは明らかである。

以上のことから、組合が 4 年 2 月 8 日付けで申し入れた団体交渉に東京支部が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 申立年月日 | 令和 4 年 6 月 17 日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和 7 年 3 月 4 日及び 4 月 22 日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和 7 年 6 月 4 日 |